

明治四十一年法律第二十九号

刑法施行法 抄

第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令ノ布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂ヒ刑法等一部改正法ト称スルハ令和四年法律第六十七号刑法等の一部を改正する法律ヲ謂フ

第二条 刑法施行前ニ旧刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ刑法ノ主刑ト旧刑法ノ主刑トヲ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

刑法ノ刑 旧刑法ノ刑
死刑 死刑
無期懲役 無期徒刑
無期禁錮 無期徒刑
有期懲役 有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮、輕禁錮
有期禁錮 有期徒刑、重禁錮、輕禁錮
罰金 罰金
拘留 拘留
科料 科料

第三条 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ酌量減輕ヲ為ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ為シタル後刑ノ對照ヲ為ス可シ

第四条 刑法施行前ニ旧刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ待テ論ス可キ罪ヲ犯シタル者ハ刑法ノ規定ニ依リ告訴ヲ要セサルモノト雖モ告訴アリテ非サレハ其罪ヲ論セス

第五条 刑法第六條ニ依リ旧刑法又ハ他ノ法律ノ適用スル場合ニ於テハ剝奪公權、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加ス可キトキ雖モ之ヲ附加セズ

第六条 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行前又ハ後ニ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ストキハ左ノ例ニ依リ

一 確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ノ適用シタルトキト雖モ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ其罪ト余罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第七条 左ニ記載シタル者刑法施行前更ニ刑法ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ヲ犯シ刑法施行後其罪ニ付キ裁判ヲ為ストキハ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

第八条 刑法施行前ニ犯シタル一罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ刑法施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ノ適用ス可キトキ雖モ其罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第九条 刑法施行前ニ犯シタル數罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ為ス場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ノ適用ス可キトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十条 刑法施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ其罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ノ適用シタルトキト雖モ確定裁判アリタル罪ト其罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一条 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行後確定裁判アリタル後刑法施行後ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ其罪ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ノ適用シタルトキト雖モ其罪ト余罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二条 第七條第一項各号ニ記載シタル者刑法施行後有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

第十三条 刑法施行後ハ旧刑法又ハ旧刑法施行前ノ法令ノ刑ニ処セラレタル者ト雖モ刑ノ執行、仮出獄及ヒ時効ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞務場ニ留置スル場合ニ於テハ檢察官ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ為ス可シ

第十四条 刑法施行後ハ旧刑法ノ刑ニ処ス可キ者ト雖モ刑ノ執行猶予ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス

第十五条 刑法施行前ニ假出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第十六条 懲治留置場ヲ執行ハ刑法施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得

第十七条 關席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十八条 剝奪公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨリ其効力ヲ失フ但既ニ徵收シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セス

第十九条 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間ヲ定メサル刑ニ付テハ仍舊旧刑法總則中期間ニ關スル規定ニ從フ

第二十条 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間ヲ定メサル刑ニ付テハ仍舊旧刑法總則中期間ニ關スル規定ニ從フ

第二十一条 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於テハ第二十三條ノ場合ヲ除ク外旧刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依リ

第二十二条 他ノ法律中旧刑法ノ規定ヲ揭ケ又ハ旧刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラサルコトヲ定メタル場合ニ付キ刑法中其規定ニ相當スル規定アルモノハ刑法ノ規定ニ變更ス

第二十三条 前條ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ關スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ從フ

第二十四条 明治二十二年法律第二十八号及ヒ明治二十三年法律第九十九号ハ之ヲ廢止ス

第二十五条 旧刑法第二編第四章第九節ノ規定ハ當分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

第二十六条 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二條ノ例ニ從フ

一 削除

二 削除

三 明治三十八年法律第六十六号ニ揭ケタル罪

四 通貨及証券模造取締法ニ揭ケタル罪

五 船舶法ニ揭ケタル罪

六 船舶職員及び小型船舶操縦者法ニ揭ケタル罪

七 船舶検査法ニ揭ケタル罪

八 戶籍法ニ揭ケタル罪

九 第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ

一 著作權法ニ揭ケタル罪

二 削除

三 移民保護法ニ揭ケタル罪

第二十八條 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ旧刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ揭ケタル他ノ法律ノ規定ハ刑法施行ノ為メ變更セララルコトナシ

第二十九條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ト看做ス

第三十條 前条ニ該当セザル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕罪ト看做ス

前条ニ該当セザル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス

前条ニ該当セザル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス

前条ニ該当セザル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス

第三十一條 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス

第三十二條 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ拘禁刑ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三條 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ該ラレタルモノト看做ス

第三十四條 前条ニ記載シタル者及ヒ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ該ラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公権ヲ剝奪セラレタルモノト看做ス

第三十五條 六年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕罪ノ刑ニ該ラレタルモノト看做ス

六年未満ノ懲役ニ該ラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該ラレタルモノト看做ス

六年未満ノ禁錮ニ該ラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ラレタルモノト看做ス

第三十六條 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ラレタル者及ヒ旧刑法ノ禁錮ノ刑ニ該ラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公権ヲ停止セラレタルモノト看做ス

第三十七條 他ノ法律中旧刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル為メ人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ旧刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

第五十三條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實

ニ付キ最終ノ判決ヲ為シタル裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為スコシ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スコシ此決定ニ對シテハ抗告ヲ為スコトヲ得

第五十四條 刑ノ執行猶予ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡スコシ

第五十五條 刑ノ執行猶予ノ言渡ハ上訴ニ因リ其効力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス

第五十六條 刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為スコシ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スコシ此決定ニ對シテハ抗告ヲ為スコトヲ得

第五十七條 第五十三條及ヒ前条ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 明治三十八年法律第七十號ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケ仍ホ猶予ノ期間ヲ經過セザル者ハ刑法ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十九條 明治三十九年法律第五十四號ハ之ヲ廢止ス

第六十條 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第六十一條 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ為スコシ

附則 本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

刑法附則其他旧刑法施行ノ為メ公布シタル法令ハ之ヲ廢止ス

附則 (明治四二年三月八日法律第四號) 抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (明治四三年四月一三日法律第五三號) 抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正五年三月七日法律第一五號) 抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正一一年四月二五日法律第七一號) 抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月一日法律第四七號) 抄

本法ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二年八月二四日法律第七二號) 抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月二六日法律第六一號) 抄

第一条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

附則 (平成一〇年一〇月二日法律第一一四號) 抄

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年六月七日法律第六〇號) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年六月一日法律第六一號) 抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八號) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日